

こ保運第 3944号

令和 2年 2月 28日

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について (通知)

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
ます。

新型コロナウイルスの国内感染拡大防止について、厚生労働省から2月27日付「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」(別添)が発出されました。これらを受け、改めて、保育所等については、原則として以下のとおり開園してくださいようお願いいたします。

1 保育所等(※)の開園について

国は、小学校、中学校、高等学校等について臨時休業の要請を行いました
が、「保育所については保護者が働いており、家に1人であることができない
年齢の子どもが利用するものことや、春休みもないなど学校とは異なる
ものであることから、感染の予防に留意したうえで原則として開所していただ
くようにお願いしたい。」としていますので、原則として開園していただくよ
うお願いします。

※保育所等：保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業
所内保育事業、横浜保育室。以下同じ

(1) 開園についての留意事項

厚生労働省2月25日付通知「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス
ルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」のとおり、「感染し
た子どもが発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合」は、市
から臨時休園の要請を行う場合があります。引き続き、施設職員、児童、保
護者が新型コロナウイルス感染症の感染者と診断された場合などは速やかに
区子ども家庭支援課に連絡してください。

(2) 開園に当たっては、引き続き、「保育所における感染症対策ガイドライ
ン」(2月27日付通知「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に
ついて(令和2年2月27日現在)」参照)の例により、十分に感染拡大防

止の措置を行ってください。

2 各施設において行われる事業の一部中止

各施設において行われる、**子育て支援事業（※）などの施設関係者以外を対象とした事業については、当面の間中止してください。**

なお、一時保育、休日保育、病後児保育、土曜共同保育については、引き続き実施してください。

※子育て支援事業などの例

園庭開放、交流保育、施設開放

【補足事項】

- (1) 本通知に従って中止を決定した事業については、補助金等の減算対象としないよう、こども青少年局として関連部署と調整を進めております。取扱いが確定しましたら改めて通知します。
- (2) 電話等で代替できる事業については必要に応じて代替措置の検討をお願いします。
- (3) 園外活動を制限するものではありませんが、年長児交流などの他園の児童との交流は極力控えるようにしてください。

3 これまでに発出した通知について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku->

[yoiji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoiji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html)

に掲載しています。

※右のQRコードも使用可能です。



連絡先

こども青少年局保育・教育運営課

公立園について：稲村

045-671-2396

その他：古賀、鈴木

045-671-3564

事務連絡
令和2年2月27日

各都道府県保育担当部(局)
各指定都市・中核市保育担当部(局)
各都道府県児童厚生施設担当部(局)
各指定都市・中核市児童厚生施設担当部(局) 御中
各都道府県地域子ども・子育て支援事業担当部(局)
各指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業担当部(局)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

(令和2年2月27日現在)

標記については、当面の考え方として「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)」に基づき対応いただいているところです。

今般、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省又は浙江省に滞在歴がある外国人及びこれらの省で発行された回国旅券を所持する外国人に加えて、2月27日午前0時から、本邦への上陸の申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市又は慶尚北道清道郡に滞在歴がある外国人及びこれらの地域で発行された回国旅券を所持する外国人についても上陸拒否の対象となったことなどを踏まえ、上記事務連絡を廃止し、今後は本事務連絡の別紙のとおりとしますので、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。

なお、これらの地域から帰国した子どもや職員(以下「子ども等」とする。)がいるかどうかに関わらず、保育所等における新型コロナウイルスへの対応については、本事務連絡に加え、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月25日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)などでお示ししている留意点などを徹底していただき、引き続き保育所等における感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

対応に当たっては、保育所等の職員が新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染症ガイドライン等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう引き続き努めていただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知をお願いいたします。

留意事項

(令和2年2月27日時点更新)

- (1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であること。

(参考)「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省) P. 8、9 (飛沫感染対策)、P. 10 (咳エチケット)、P. 12～14 (接触感染対策)

- (2) 発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状により感染が疑われる子ども等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえて適切に対応すること。

(※1)「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」(令和2年2月23日時点版)では、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5日-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

各都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」の一覧は下記を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- (3) 概ね過去14日以内に中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尙北道清道郡(※2)から帰国した子ども等(湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尙北道清道郡から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健福祉部局、保健所及び嘱託医と連携のうえ、発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。
- 該当する子ども等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村(認可外保育施設については都道府県、指定都市及び中核市)に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる子ども等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

(※2) 地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

(ア) 発熱等の症状により感染が疑われる子ども等については、(2)に関わらず、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

(イ) 現に症状がない子ども等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(4) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を保育所等の職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するHP等を活用して情報収集すること

- ・「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）のフリーダイヤル化について」（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html
- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・「新型コロナウイルス感染症について」（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(5) 子ども等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、子どもの人権に十分配慮すること。

ご不明な点等があれば、以下に御連絡ください。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL: 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4853, 4854)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: hoikuka@mhlw.go.jp

(参考) 保育所における感染症対策ガイドライン (関係箇所抜粋)

イ) 感染経路別対策

- 保育所で特に注意すべき主な感染症の感染経路には、飛沫感染、空気感染 (飛沫核感染)、接触感染、経口感染、血液媒介感染、蚊媒介感染があり、それぞれに応じた対策をとることが重要である。
- 病原体の種類によっては、複数の感染経路をとるものがあることに留意する。

① 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、病原体が含まれた小さな水滴 (飛沫) が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫が飛び散る範囲は 1～2 m です。

保育所では特に子ども同士や職員との距離が近く、日頃から親しく会話を交わしたり、集団で遊んだり、歌を歌ったりするなどの環境にあります。また、子どもの中には、様々な感染症に感受性が高い (予防するための免疫が弱く、感染した場合に発症しやすい) 者が多く存在します。これらのため、飛沫感染を主な感染経路とするインフルエンザ等の呼吸器感染症の流行が、保育所等の乳幼児の集団生活施設を中心に多く見られます。

飛沫感染は、多くの場合、飛沫を浴びないようにすることで防ぐことができます。感染している者から 2 m 以上離れることや感染者がマスクを着用などの咳エチケットを確実に実施することが保育所での呼吸器感染症の集団発生の予防に有効となります。

(保育所における具体的な対策)

- ・ 飛沫感染対策の基本は、病原体を含む飛沫を吸い込まないようにすることです。
- ・ はつきりとした感染症の症状がみられる子ども (発症者) については、登園を控えてもらい、保育所内で急に発病した場合には医務室等の別室で保育します。
- ※ ただし、インフルエンザのように、明らかかな症状が見られない不顕性感染の患者や症状が軽微であるため、医療機関受診にまでは至らない軽症の患者が多い感染症の場合には、発症者を隔離するのみでは、完全に感染拡大を防止することはできないということに注意が必要です。
- ・ 不顕性感染の患者等を含めて、全ての「感染者」を隔離することや皆が 2 m の距離をとって生活することは現実的ではないため、飛沫感染する感染症が保育所内で流行することを防ぐことは容易ではありません。流行を最小限に食い止めるためには、日常的に全員が咳エチケットを実施することが大切です。
- ・ 保育所等の子どもの集団生活施設では、職員が感染しており、知らない間に感染源となるということがあるため、職員の体調管理にも気を配ります。

＜咳エチケット＞

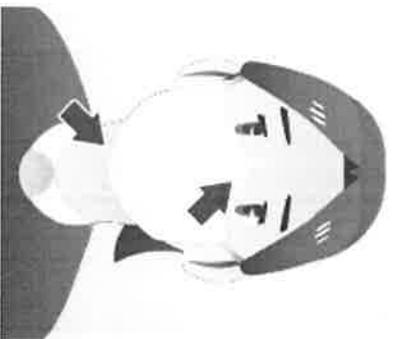
飛沫感染による感染症が保育所内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

- ① マスクを着用する（口や鼻を覆う）
 - ・咳やくしゃみを人に向けて発しないようにし、咳が出る時は、できるだけマスクをする。
- ② マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う
 - ・マスクがなく咳やくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。
- ③ とっさの時は、袖で口や鼻を覆う。
 - ・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。

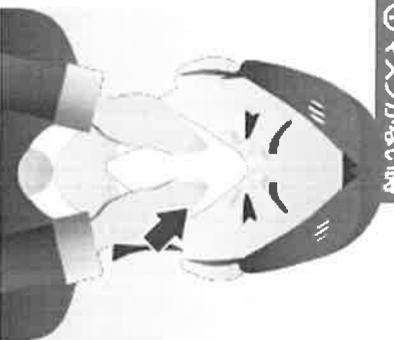
図3 咳エチケットについて

3つの咳エチケット

電車や遊園地、学校など人が集まるところでやろう



① マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



② ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



③ 袖で口・鼻を覆う

鼻から顔までを覆い、隙間がないように
つけましょう。

ティッシュは使った後にはゴミ箱に捨てましょう。
ハンカチは使ったらなるべく早く洗いましょう。

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時
は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

こまめに手を洗うことでも病原体が拡がらないようにすることができます。

③接触感染

感染源に直接触れることで伝播^{てんぱ}がおこる感染（握手、だっこ、キス等）と汚染された物を介して伝播^{てんぱ}がおこる間接接触による感染（ドアノブ、手すり、遊具等）があります。通常、接触感染は、体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しません。病原体が体内に侵入することで感染が成立します。病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわることで感染が成立し、鼻又は眼をさわることで、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって病原体が体内に侵入します。また、傷のある皮膚から病原体が侵入する場合があります。

（保育所における具体的な対策）

- ・接触によって体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しません。
 - ・遊具を直接なめるなどの例外もありますが、多くの場合は病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわることで、体内に病原体が侵入して感染が成立します。
 - ・最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いをすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要があります。忙しいことを理由に手洗いが不十分になることは避けなければなりません。また、保育所等の乳幼児の集団生活施設においては、子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切です。
 - ・タオルの共用は絶対にしないようにします。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。ペーパータオルの常用が困難な場合でも、感染対策の一環として、ノロウイルス、ロタウイルス等による感染性胃腸炎が保育所内で発生している期間中は、ペーパータオルを使用することが推奨されます。
 - ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいということに注意が必要です。
 - ・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使います。嘔吐物、下痢便、患者の血液等の体液が付着している箇所については、それらを丁寧に取り除き、適切に処理した後に消毒を行います。嘔吐物等が残っていると、その後の消毒効果が低下します。また、消毒は患者が直接触った物を中心に適切に行います。
- （参照：「別添２ 保育所における消毒の種類と方法」（p.68））
- ・健康な皮膚は強固なバリアとして機能しますが、皮膚に傷等がある場合には、そこから侵入し、感染する場合があります。このため、皮膚に傷等がある場合は、その部位を覆うことが対策の一つとなります。

<正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
 - ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
 - ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
 - ④ 両指を組み、指の間を洗います。
 - ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いします。
 - ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。
- * 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

図 4 手洗いの順序

手洗いの順序



1. 手のひらを合わせ、よく洗う



2. 手の甲を伸ばすように洗う



3. 指先、爪の間をよく洗う



4. 指の間を十分に洗う



5. 親指と手首をねじり洗う



6. 手首も洗う



7. 水道の栓を止めるときは、手首が射で止める。できないときは、ペーパータオルを使用して止める

事務連絡
令和2年2月27日

都道府県
指定都市
中核市

保育主管部 (局)
地域子ども・子育て支援事業主管部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)などでお示してきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsermon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して

の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。

4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又はは地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。

保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)や呼吸器症状(以下「発熱等」という。)が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとす。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たつては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとす。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとす。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL: 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: hoikuka@mh.lw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線4838)

FAX: 03-3595-2313

E-mail: ninkagaihoiku@mh.lw.go.jp

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

FAX: 03-3595-2749

E-mail: clubsenmon@mh.lw.go.jp

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
指定都市
中核市
保育主管部(局)
地域子ども・子育て支援事業主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
について(第二報)

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、市区町村が、臨時休園を実施や検討する場合、また、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した子ども等又は感染者の濃厚接触者となった子ども等についての情報を得た場合には、速やかに、市区町村から本件連絡先まで御連絡いただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記IP等から最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知をお願いいたします。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房ホームページ)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.htm

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。

2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

（子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない保育所等も含む臨時休園について）

4. 1.及び2.とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の子子ども等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する保育所等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるよう要請すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1.から5.については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

(臨時休園や登園回避の要請等を行う場合の配慮事項について)

7. 市区町村においては、臨時休園や登園回避の要請等の判断を行うに当たっては、臨時休園・登園回避等の期間中の家庭での保育や、給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談の上、臨時休園や登園回避等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

また、医療職などの社会的要請が強い職業等については、その子どもの保育の提供が必要な場合の対応として、訪問型一時預かり事業、保育所の保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等が代替の方法として考えられるところであり、各市区町村においては必要に応じて対応を検討すること。

(医療的ケアを必要とする子どもへの対応等について)

8. 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。

事務連絡
令和2年2月26日

都道府県
指定都市
各
中核市

保育主管部(局) 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について
(2月26日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- ・最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
 - ・イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
 - ・なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと
- という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

卒園式や入園式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、市区町村において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくこととともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、ご参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること(在園児の参加の取りやめ、保護者等の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等)

- ・会場の椅子の間隔を空けるなど、参加者間のスペースを確保すること
 - ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒園証書を代表の子どもへの授与とすることなど）
 - ・子行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること
- ※卒園式を想定していますが、必要に応じ入園式にも応用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記HPをこまめにご確認いただき、最新の情報を手いいただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

（参考）『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

市立保育所 責任職各位

横浜市子ども青少年局
保育・教育運営課長

こ保運第 3879 号

令和2年2月21日

市立保育所における保護者等参加行事等について (通知)

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、市立保育所で行われる保護者等参加の行事については、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、以下の対応をお願いします。

※下記副市長通知 (抜粋) も必ずご確認ください。

●卒園式への園児以外の参加について

原則卒園児の保護者のみの出席とします。

祖父母、小学生以上のきょうだい児については出席を控えていただくようお願いいたします。
園児・児童・高齢者等、感染症に対して重症化しやすい人達を守るためのお願いです。
保護者にご理解いただくようご案内ください。

●クラス懇談会・入園説明会について

通常通り実施して構いませんが、なるべく広い部屋で換気に気を付け、短時間での集まりとしてください。

●その他行事について

保護者等参加行事は、当面の間控えてください。

総察第 1217 号 令和2年2月20日 副市長 (通知)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について (抜粋)

1 市が主催するイベント、会議、研修等

当面、本市が主催するイベント等※については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討してください。

また、開催する場合は、職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には、手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

※「イベント等」の例

- ・多数の参加者が見込まれるイベント
- ・気密性の高い会場で多くの方が参加する会議 等

今後新型コロナウイルス関連の情報の更新に伴い、市立保育所の対応に変更がある場合は、随時お知らせします。